観音寺市	十二回
小松島市	十二回
高知市	十三回
松山市	十三回
北九州市	十八回

久留米市	十二回
武雄市	十二回
佐世保市	十二回
別府市	十三回
熊本市	十二回

○経済産業省告示第五十六号

情報処理サービス企業等台帳に関する規則等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　経済産業大臣　海江田万里

次に掲げる告示は、廃止する。

一　情報処理サービス企業等台帳に関する規則（昭和四十七年通商産業省告示第五百九十五号）

二　データベース台帳に関する規則（昭和五十七年通商産業省告示第三百六十五号）

三　特定システムオペレーション企業等認定規程（平成六年通商産業省告示第四百十八号）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、平成二十三年三月三十一日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四国縦貫自動車道	松山市井門町九四二番一から松山市井門町九一五番まで	平成二十三年三月三十一日八時三十分

○国土交通省告示第三百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
滋賀県愛知郡愛荘町大字松尾寺字末谷九七五番六から同県愛知郡愛荘町大字松尾寺字末谷九六八番一五まで	前	最大 一四二 最小 四六	三六六
	後	最大 二一三 最小 四六	

○国土交通省告示第三百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　四国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松山市井門町九四二番一から同市井門町九一五番まで	前	最大 〇〇 最小 六〇	六九
	後	最大 六〇 最小 三二	

○国土交通省告示第三百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
和歌山県有田郡有田川町大字水尻字吉僧四五〇番一から同県有田郡有田川町大字明王寺字僧正二五番三まで	前	最大 四一 最小 二一	一二五
	後	最大 四一 最小 一五	

○国土交通省告示第三百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
佐野市黒袴町字金子七五七番から同市関川町字大芝原四三一番まで	前	最大 三七六 最小 七〇	五九〇
	後	最大 三六〇 最小 七〇	